日本学術会議評価委員会運営規則

令 和 8 年 11 月 5 日
日本学術会議評価委員会決定

日本学術会議評価委員会令（令和８年政令第 287 号）第７条の規定に基づき、日本学術会議評価委員会運営規則を次のように定める。

（総則）

第１条　日本学術会議評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、日本学術会議評価委員会令に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

（委員会の招集）

第２条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員及び議事に関係のある専門委員に通知するものとする。

３　前項の議事に関係のある専門委員の範囲は、委員長の決するところによる。

４　委員会への出席には、第２項の場所への参集のほか、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法を利用した参加を含めるものとする。

５　委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

（書面による議決）

第３条　委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

２　前項の規定により議決を行った場合は、委員長が招集する次の委員会において報告しなければならない。

（委員以外の者の出席）

第４条　委員長は、委員、議事に関係のある専門委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（議決権の特例）

第５条　委員のうち、審議の対象となる日本学術会議の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該事務及び事業に係る評価について議決権を有しないものとする。

（委員会）

第６条 委員会は、非公開とする。

（議事録）

第７条　委員会においては、議事録を作成するものとする。

２　議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録に代えて議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。